

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1. 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2. 業務目的

箕面市では、「第3期箕面市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国から認定を受けた地域再生計画「第2期箕面市まち・ひと・しごと創生推進計画」に位置づけられた地方創生プロジェクトへの寄附を企業版ふるさと納税として受け入れている。

企業版ふるさと納税マッチング支援業務（以下「本業務」という。）は、民間事業者が有する独自のネットワークやノウハウを活用し、これら地方創生プロジェクトへの寄附を効果的に獲得することを目的とする。

3. 業務内容

本業務の受託者は、次の各号により、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

なお、本業務は本市が寄附申出企業から寄附を受領したことをもって完遂したものとす。

- (1) 本市が提示する「非営業リスト」の内容を反映したマッチング対象企業の選定業務
- (2) 本市の指示に基づき、本市の地方創生プロジェクトを紹介するパンフレットやWEBサイト等を受託者の費用負担で作成及び管理する業務
- (3) 能動的にマッチング支援対象企業に対して本市及び本市の寄附対象プロジェクトを(2)で作成したパンフレット等により紹介し、本市への寄附を提案する業務
- (4) 提案により寄附の意向を示した寄附見込企業に対する、寄附に係る制度説明、調整及び事務手続き等の一次的な窓口業務
- (5) 「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附申出書（以下「寄附申出書」という。）」を作成した寄附申出企業に係る情報を寄附申出書とともに取次ぐ業務
- (6) 前月の寄附実績状況が確認できた場合、業務報告書を作成し、本市へ提出する業務
- (7) 前号のほか、本市の寄附獲得に資する支援業務

4. 協議

- (1) 必要に応じて、契約締結後速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者と本市は緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

5. 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6. 委託料額

- (1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して、寄附見込企業からの寄附申出書を提出し、寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする）

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額に応じて、以下のとおり（いずれも消費税別）とする。

寄附金額（累計）	委託料率の上限
400万円以下の部分	20%以内
400万円を超える部分	30%以内

- (3) 寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、本市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

7. 業務報告

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、本市との協議により定めるものとする。

8. その他

受託者は、業務実施に当たり、箕面市契約規則、箕面市個人情報保護に関する法律施行条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。